

(参考)

● 運転免許証について

令和7年3月から「マイナ免許証」を選択することが可能となり、運転者が従来の運転免許証を保有せず、マイナンバーカードと一体となったマイナ免許証だけを保有する場合がありますが、マイナ免許証の券面からは免許情報が確認できません。

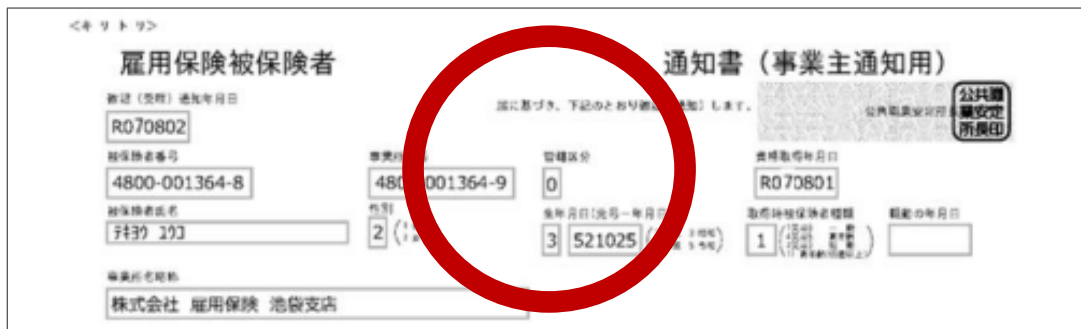
このため、当該運転者がマイナ免許証のみ保有の場合は、「マイナポータルにログイン」又は「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、保存されてる免許情報を印刷して提出してください。



● 健康保険証について

令和6年12月から健康保険証の新規発行が終了し、いわゆる「マイナ保険証」に移行するとともに、マイナ保険証非保有者については「資格確認書」が交付されることとなっておりますが、マイナ保険証・資格確認書の券面からは、当該運転者が従業員として雇用されているかどうかの事実確認ができません。

このため、従業員確認の証明書類として「雇用保険被保険者通知書」の写しを提出してください。



※ 現行の健康保険証について

事業所名称が申請事業所と同じであれば、こちらの写しでも受付可とします。